



各指定団体の代表がそれぞれ拝礼し、副庁長に合わせ神職が拝礼し、祭儀は滞りなく進められ、本年度の神宮大麻暦頒布終了奉告祭を執り納めた。

散会にあたっては、徳久神社庁長が今年度の神宮大麻頒布状況報告と、頒布活動に対しての感謝・労いを交え挨拶、南里総代会副会長が時勢を交え挨拶された。

### 事務連絡

令和四年一月二十五日附研究発第三号  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

#### ▼学芸奨励金(令和四年度) 公募の件

標記の件、学芸奨励金は、斯道の振興に貢献する文化活動・研究活動に対してその実績を顕彰し、かつ奨励することを目的に、昭和二十四年に制度化されました。諸般にわたる研究や調査活動の振興は、教学興隆の基礎をなすものであり、その支援を行うことは本庁の務めとするところでは、平成二十一年度には、本制度がその振興策の一助となるやう「学芸奨励金至急規程」第一条を変更し、これから神社神道の興隆に寄与し得ると認められる、新たな研究や調査活動に対

しても支給出来るやうに致しました。

つきましては、貴管内において、この学芸奨励金を希望する者がありましたら、別紙「学芸奨励金支給規程」「学芸奨励金募集要項」に基づき、御申請下さいますやう通知申し上げます。

以上

※詳しくは神社庁までお問合せ下さい。

令和四年二月吉日附

日本の建国を祝う会会長名

#### ▼令和四年「建国記念の日奉祝行事の実施状況調査」のお願い

拝啓 時下益々御清祥の御事とお慶び申し上げます。

建国記念の日奉祝行事につきましては、常々各段の御高配を戴いておりますこと、厚く御礼申し上げます。

扱て、例年行っており「建国記念の日奉祝行事の実施状況調査」について、本年も引き続き新型コロナウィルスの影響があったかと存じますが、別紙アンケート用紙にて行いたく存じます。諸事御多端のところ洵に恐縮ではございますが、御協力の程お願い申し上げます。

本調査は、他団体を通じても実施しておりますので、重複する場合もあるかと存じますが、何卒御了承下さい。御回答

につきましては、FAXにてお願い申し上げます。又、貴団体の宛先等に誤りや変更がありましたら、本会事務局(〇三二二七九八〇一九)までご連絡下さい。尚、傘下組織をお持ちの団体におかれましては、お手数ですが本アンケート用紙を管下各組織に御回送戴きたく併せてお願い申し上げます。

結びにあたり、一刻も早く新型コロナウィルスが終息し、全国各地で奉祝行事が盛大に執り行われることを心よりお祈り申し上げます。

敬具

※同封のアンケート用紙にて下記事務局(FAX〇三二二七九八〇一九)へ直接お送り戴きますようお願い致します。

令和四年二月二十五日附総神発第六四号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼改正「電子帳簿保存法」の施行に伴ふ電子取引制度について

標記の法律が令和四年一月一日から施行される予定でしたが、二年間の猶予期間が設けられました。

同法改正により、メールやウェブで授受した請求書や領収書は電子保存することが義務化され、宗教法人についても収益事業等を行ひ、課税対象とされる収入がある場合には、適切な管理が望まれますので、神社庁・神社の事務運営における電子取引の有無や、会計処理の電算化への取組みの状況に因り、軽重が生じることも想定されますが、概ね左の点に留意戴くとともに、管内神社にも周知戴きますやう、宜しくお願ひ申し上げます。

## 記

### 一、制度の概要

#### 1、電子取引とは

左記の手段を用ゐて、取引情報(注文書、請求書、見積書、領収書、契約書といった証憑書類)の授受を電磁的方式で行ふ取引

①電子メール 請求書、領収書等に通常記載される取引情報が記載されてある部分のみの保存で可。メールに請求書、領収書等が添付されてある場合には、添付ファイルのみを

保存すれば可。

②クラウドサービス 請求書、領収書等のデータをクラウドサービスにアップロードし、データを授受するものは電子取引に該当。

③スマホアプリ決済 アプリ提供事業者から利用明細等を授受する行為は電子取引に該当。画面キャプチャを保存する。

④従業員の立替経費 従業員が経費を立替え、その領収書を電子データで受け取った場合は電子取引に該当。

#### 2、電子取引制度とは

電子取引の取引情報を電磁的記録(HDDやDVD等の記録媒体)で保存しなければならない制度を言ひます。

#### 3、書面による保存の可否

所得税、法人税においては、令和六年一月一日以降に受領した取引情報を紙に出力して保存することは不可とされ、違反すると、青色申告の承認が取消される可能性があります。一方、消費税においては紙に出力して保存することが可能とさ

れてをり、仕入税額控除の適用も受けられまので、法人税は課されないものの消費税の課税対象となつてゐるやうな公益事業収入(登録博物館・博物館相当施設入館料、認可外保育施設の保育料等)がある場合には、当該会計の処理において証憑書類を紙に出力して保存することも可能です。

### 二、電子取引における取引情報の保存要件

真実性や可視性を確保するため、次の1〜3の要件を満たさなければなりません。

1、電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け

2、見読可能装置(ディスプレイ、プリンター)の備付け

3、検索機能の確保

また、保存の際には次の1〜4の何れかの措置を講じる必要があります。

1、タイムスタンプが付された後の授受

2、速やか(七営業日以内)にタイムスタンプを付す。業務の処理に

係る通常期間を経過した後迅速やかに入力する場合は、最長二月十七営業日以内に付す。

3、データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム、又は訂正削除ができないシステムを利用する。(項目四にて解説)

4、訂正削除の防止に関する事務処理規程を備付ける。

三、請求書等を保存できる特別な会計ソフトを所持してゐない場合の保存方法、検索方法

#### 1、保存方法

次の方法で保存すれば要件を満たしたことになります。

①取引情報のデータ(PDF等)のファイル名に規則性をつける。

(例)受領日「令和四年一月二十日」、取引相手名「〇×商事」の請求書の場合

「〇四〇二二〇〇×商事 請求」など

②「取引相手名」や「各月」などのフォルダに分類して保存する。

(例)「〇×商事フォルダ」、「令和四年一月フォルダ」など

③訂正削除の防止に関する事務処理規程を作成して備付ける。(※

国税庁ホームページに規程の雛形が示されてゐます)

#### 2、検索方法

次の(1)(2)何れかの方法でも検索機能を確認してゐることになります。

(1)エクセルなどの表計算ソフトによ

つて、取引データにかかる取引年月日、取引金額、取引相手名、書類種別(請求書、領収書等の別)を入力した一覧表を作成し、次の①②③の検索機能を備へてゐれば、検索要件を満たしてゐるものとして扱はれます。尚、売上高が一千万円以下の場合、検索要件は不要です。

①取引年月日、取引金額、取引相手名を検索条件として設定可能

②日付や金額は、範囲を指定して検索可能

③二つ以上の任意の記録項目を組み合はせて検索が可能(※一つの記録項目を検索し、検索結果を別の記録項目で更に絞込めれば可)

(2)三―一―①に基づき規則性を付けたファイル名に「日付、金額、取引

先」を記入し、フォルダ内の検索機能を用ゐて検索ができるやうにする。

四、電子取引における訂正又は削除の履歴の確保要件を満たしてゐるシステムとは

1、物理的に訂正・削除ができない仕様のシステム

2、直接訂正・削除を行った場合に、訂正・削除前のデータの記録・保存が行はれ、事後に検索・閲覧・出力が可能なシステム

3、クラウドサービス事業者側において取引情報を保存し、利用者側では訂正・削除ができない、または訂正・削除の履歴が全て残るシステム

五、本制度の開始は二年間の猶予期間が設けられ、令和五年十二月三十一日までに行ふ電子取引については、保存すべきデータを紙に印刷して保存することが認められましたが、実務上の疑問や問題が生じ、さらなる運用の変更も想定されます。

つきましては、財務省などが解説してゐるウェブサイトを参照の上、令和六年

一月一日からの運用開始までに、各々の事業規模に応じて、対応に遺漏無きやう御留意願ひます。

※宮司宛には参考資料を同封。  
以上

◆◆◆教化委員たより◆◆◆

鏡神社宮司 重藤 薫範

今期の教化委員会は、天皇陛下が御位を皇太子殿下にお譲りになられ、平成の御代から令和の御代に替わる新しき年に始まりました。

教化委員会では各部会活動とは別に、御代替りのプロジェクトチームを起ち上げ、各種記念事業に取り組みむ事とも成りました。

順調に取り組みを行っている最中、中国・湖北省武漢で新型コロナウイルスの感染者が発生。我が国日本においても、令和二年一月十五日に初めて国内感染症第一例目が確認され、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出等が行われ、今も尚収束に向う気配に至っておりません。

この様な状況に於いて教化委員会の

会議・活動の制限を余儀なくされましたが、各部会及びプロジェクトチーム共に肅々と取り組みを続けている処ですが、今月を以って今期の任期満了と成ります。

幾つかの案件が次期教化委員会へ引き継ぎに成る事とは思いますが、次期教化委員になられる皆様におかれましては、事業継承をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

最後に担当理事様を始め教化委員長・教化委員の皆様、今期の委員会活動お疲れさ様でございました。

御代替記念事業

「御製集 平成」刊行のお知らせ

平成 31 年 4 月より取り組んで参りました、神社庁御代替記念事業のひとつ、御製集が刊行されました。

既に県下神社関係者（宮司 10 冊、他 1 冊）のお手元に届いたかと存じますが、もし追加にて御入り用の際には神社庁宛に御連絡下さい。

編集や発送作業に携わって戴いた教化委員の皆様有難うございました。

事務連絡

【御垣内特別参拝許可願申請報告】

■ 田島神社宮司 平野 良興

・ 参拝日 皇大神宮

令和四年二月二十八日

・ 員 数 代表

唐津農業協同組合

代表理事組合長

堤 武彦 他二三名

【階位授与】

■ 徳久 俊彦（佐賀縣護國神社宮司）

浄階を授く

令和四年三月一日

【昇 級】

■ 佐賀縣護國神社宮司 徳久 俊彦

神職身分一級とする

令和四年三月一日



佐賀県神社庁 令和3年度 神宮大麻頒布結果

支部名	大	中	普	計	前年比	支部名	大	中	普	計	前年比
第2南	11	158	3,984	4,153	-122	東松西	16	164	3,665	3,845	-8
第2北	48	233	6,048	6,329	0	西松浦	29	265	8,700	8,994	-89
神 埼	10	235	6,160	6,405	-38	杵島西	68	565	8,606	9,239	-112
三養基	29	515	9,055	9,599	-100	杵島東	19	321	4,790	5,130	-71
小 城	15	95	6,700	6,810	17	藤 津	58	659	10,772	11,489	-106
東松東	22	362	4,749	5,133	-61	第 一	82	600	4,390	5,072	31
唐 津	45	400	4,600	5,045	-100	神社庁	0	3	1	4	-1
						合 計	452	4,575	82,220	87,247	-760

佐賀県神社関係者大会について

- ◎ コロナの状況次第ではありますが、六月頃の開催を目指してまいります
- ◎ 場所は未定
- ◎ 規模は従来通り(但し場合によっては、縮小もあります)
- ◎ 開催の可否を含め、詳細が決まり次第追って連絡致します。

第七十三回 九連総会について

- 期日 五月九日(月)〜十日(火)
- 会場 パシフィックホテル  
(沖縄県那覇市)
- 備考

佐賀県神社庁では十一日(水)に摩文仁の丘はぐくれの塔前に於いて戦歿者慰霊祭の斎行を予定しています。開催案内や具体的な行程が決まりましたら、御連絡致しますので、その際は御参加下さい。

～ 事務局よりのお知らせ ～

- ① 建国記念の日奉祝行事実施状況調査に御協力下さい(宮司様のみ)
  - ・ 回答は神社本庁内、同会事務局へ直接 FAX にて御回答下さい。
  - 日本の建国を祝う会 (FAX 03-3379-8019)
- ② 諸会議日程
  - ・ 神社庁支部長会 3月 2日 (水) 午前 11時～
  - ・ 全 協議員会 同日 午後 2時～
  - ・ 神社総代会役員・支部長会 3月 25日 (金) 午前 11時～
  - ・ 全 評議員会 同日 午後 1時半～